

株主の皆様へ

東京都港区台場二丁目4番8号

株式会社 **フジテレビジョン**

代表取締役会長 日 枝 久

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送くださるか、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>) 等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら平成20年6月26日(木曜日)午後5時30分までに到着するよう議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成20年6月27日(金曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区台場二丁目6番1号
ホテル グランパシフィック LE DAIBA (ル・ダイバ)
地下1階 パレロワイヤル
*開催場所は昨年と同じですが、会場の名称が変更となっております。 |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第67期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日) 計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 新設分割計画承認の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役20名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |
| 第7号議案 | 役員賞与支給の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書またはインターネットによる議決権行使の際に、議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。
- (3) 議決権の重複行使
 - ① 議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。
 - ② インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合または議決権行使書による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効いたします。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご提出ください。

以 上

-
- ◎お願い ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・インターネットにより議決権を行使される場合は、別添のご案内「インターネットでの議決権行使について」を必ずお読みくださいますようお願い申し上げます。
- ◎お知らせ ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.fujitv.co.jp/fujitv/ir/index.html>) に、掲載させていただきます。
- ・当社は、㈱ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
- ・株主総会終了後、株主の皆様を対象に軽食のご用意と当社のドラマ・バラエティ番組のご紹介およびFNSチャリティキャンペーン取材活動のご報告などのイベント開催を予定しております。
- 【お問い合わせ先：フリーダイヤル 0120-357-188**
受 付 時 間 月～金 午前9時30分～午後5時30分】
(土・日休み)

事 業 報 告

(自 平成19年4月1日)
(至 平成20年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国の経済は、当初は緩やかな景気回復基調にありましたが、夏以降の米国におけるサブプライム問題に連鎖した個人消費等内需拡大の足踏みにより、不安定な状況となりました。また、テレビ広告市況は、世界経済の減速傾向や石油、小麦など原材料費の高騰の影響を受け、大手広告主の固定費削減や広告形態の変化の傾向がみられ、伸び悩んだ一年となりました。

こうした環境の中、当社の番組視聴率は視聴者の方々の高いご支持を賜り、ゴールデン（19～22時）、プライム（19～23時）、全日（6～24時）およびノンプライム（6～19時、23～24時）で4期連続の四冠王となり営業環境を刺激いたしました。当期の連結売上高は、放送事業および放送関連事業で増収となったものの、通信販売事業と映像音楽事業が伸び悩んだことで、前期比1.2%減収の5,754億8千4百万円となりました。

営業利益は、放送事業が減価償却費の増加などで減益となったのを始め、各セグメントで前期を下回り、前期比42.4%減益の243億7千2百万円、経常利益も、前期比41.2%減益の270億5千6百万円となりました。

当期純利益は、特別利益に投資有価証券売却益や出資金売却益を計上しましたが、特別損失に投資有価証券評価損を計上したことなどを反映して前期比36.5%減益の157億7千万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績の状況は以下のとおりであります。

	売 上 高			営業利益又は営業損失（△）		
	前 期 （百万円）	当 期 （百万円）	増 減 （%）	前 期 （百万円）	当 期 （百万円）	増 減 （%）
放 送 事 業	402,789	406,125	0.8	36,205	22,765	△37.1
放送関連事業	52,494	54,342	3.5	3,702	2,659	△28.2
通信販売事業	67,321	63,254	△6.0	△1,664	△2,455	—
映像音楽事業	74,330	68,899	△7.3	3,561	1,375	△61.4
その 他 事 業	59,116	59,129	0.0	729	△37	—
消去又は全社	(73,392)	(76,267)	—	(208)	65	—
合 計	582,660	575,484	△1.2	42,325	24,372	△42.4

(放送事業)

放送事業は、当社と(株)ニッポン放送の2社の業績で、テレビ放送部門とラジオ放送部門があります。

テレビ放送部門の売上高は、3,829億7千1百万円で前期比1.3%の増収となりました。

テレビ放送部門の中心となるテレビ放送収入は、当社の番組視聴率が引き続き堅調を維持する中で、タイムセールス(番組提供セールス)が前期を上回る実績を達成したものの、広告市況の影響を比較的受けやすいスポットセールス(提供とは別に主に番組の前後に放送されるCMセールス)が前期に引き続き減収となり、テレビ放送収入全体では2,891億3千4百万円で前期比1.6%の減収となりました。

タイムセールスのうち全国放送を対象とするネットタイムセールスでは、レギュラー番組セールスにおいては単発番組編成による放送休止が前期より増えましたが、4月・10月改編でのセールスが前期を上回る水準となり、通期では前期を上回りました。また、単発番組セールスでは11月-12月の「ワールドカップバレーボール2007」、3月の「世界フィギュアスケート選手権2008」などの放送があったため、前期を上回りました。その結果、当期売上高は1,363億6千2百万円で前期比1.1%の増収となりました。

関東地区への放送を対象とするローカルタイムセールスでは、レギュラー番組セールスにおいては、ミニ枠(5分程度の短い番組)の料金水準は維持できたものの、その他の番組では4月・10月改編ともに前期を下回る水準となり、全体としては通期で前期を下回りました。その一方で、単発番組セールスでは下期に複数の一社提供番組が成立し、また、年末年始特別番組セールスでは前期より微増となり、通期では前期を上回りました。しかし、結果として当期売上は220億2百万円で前期比3.7%の減収となりました。

スポットセールスでは、業種としては、「非アルコール飲料」「自動車・関連品」「金融・保険」などが落ち込みをみせる一方、「化粧品・トイレットリー」「医薬品・医療用品」「交通・レジャー・観光」などがシェアを拡大しました。上期は、第2四半期は好調でしたが、第1四半期の不調が響き、僅かながら前期を下回りました。下期も、2月に回復の兆しはみえましたが、前期を下回りました。とくに第3四半期は市況が悪化し、競業局の激しいシェア争いが地区平均価格低下に繋がりました。その結果、通期としても前期を下回り、当期売上は1,307億6千9百万円と前期比3.9%の減収でした。

その他放送事業収入では、当社の番組人気に支えられて番組販売収入が好調で、売上高は311億7千5百万円で前期比1.0%の増収となりました。

テレビ放送部門のその他事業収入では、権利ビジネスにおいて、DVD販売で「人志松本のすべらない話」や「DRAGON BALL」シリーズが堅調に推移し、「朱蒙（チュモン）」など海外作品の販売にも成功したほか、番組関連商品の販売も好調に推移し、増収となりました。映画事業では、「HERO」（平成19年9月公開）が平成19年の邦画実写部門で1位となる大ヒットとなり、増収となりました。イベント事業は、「ドラリオン」が全国各地で好評を博し、興行的にも大成功を収めるなど増収となりました。この結果、その他事業収入は626億6千2百万円で前期比17.6%の増収となりました。

一方、費用面では、湾岸スタジオの稼働による減価償却費や運用経費の増加に加え、売上増に連動してその他事業原価が増え、テレビ放送部門の営業費用は前期を上回りました。

ラジオ放送部門の放送収入は、タイム収入・スポット収入ともに前期を下回り、制作収入、番組販売収入を加えたラジオ放送部門全体の売上高は、231億8千9百万円で前期比7.0%の減収となりました。

一方、費用面では、収入の減少に伴い原価が減少したほか販管費の削減徹底によって支出の抑制に努めましたが、減収分を補うには至りませんでした。

これらを受けて、放送事業全体としては、売上高は4,061億2千5百万円で前期比0.8%の増収となり、営業利益は227億6千5百万円で前期比37.1%の減益となりました。

放送事業の売上高内訳

	前期 (百万円)	当期 (百万円)	増減 (%)
テレビ放送部門			
放送事業収入	324,604	320,309	△1.3
放送収入	293,728	289,134	△1.6
ネットタイム	134,830	136,362	1.1
ローカルタイム	22,836	22,002	△3.7
スポット	136,062	130,769	△3.9
その他放送事業収入	30,875	31,175	1.0
その他事業収入	53,271	62,662	17.6
小計	377,875	382,971	1.3
ラジオ放送部門	24,947	23,189	△7.0
セグメント内消去	(33)	(35)	—
合計	402,789	406,125	0.8

(放送関連事業)

放送関連事業は、放送番組の制作、技術、美術などを担当する子会社で構成されております。各子会社は前期に引き続き厳しい受注環境の中で、イベントなどの番組以外の分野の売上向上に努めた結果、売上高は543億4千2百万円と前期比3.5%の増収となりました。一方、営業利益はコスト節減に努めたものの、退職給付費用が増加したことや、HD機器新設などにより減価償却費が増加したことで、26億5千9百万円と前期比28.2%の減益となりました。

(通信販売事業)

通信販売事業は、㈱ディノスの業績で、売上高は632億5千4百万円と前期比6.0%の減収となりました。カタログ通販事業は前期比0.8%の増収となりましたが、テレビ通販事業が前期比27.4%の減収となり、業績の伸び悩む大きな要因となりました。インターネットによる売上は、WEBでのセールスプロモーションによる売上が伸張するなど、前期比115.4%と数字を伸ばし、売上全体の約1/3のシェアを占めるに至りました。

営業損益は、販管費が通販経費の内の物流費、番組費、発送費などで、前期と比べ減少いたしました。原価率が上昇したため、営業損失は24億5千5百万円となり、赤字幅は前期から7億9千万円拡大いたしました。しかし、上期の営業損失19億9千9百万円に対し、下期の営業損失は4億5千5百万円と改善いたしました。

なお、同社は、平成19年4月1日付で㈱フジテレビフラワーセンターを吸収合併しております。

(映像音楽事業)

音楽産業においては、CD・DVDのパッケージ市場は引き続き厳しい状況ですが、音楽配信ビジネスはモバイルを中心に拡大しております。

㈱ポニーキャニオンは、音楽部門では、KREVAのアルバム「よろしくお願ひします」、映像部門では、韓流ドラマ「朱蒙 (チュモン)」やアニメ「DRAGON BALL」、ドラマ「花ざかりの君たちへ」などのDVDが好調でした。しかし、前期には、映像部門で「DRAGON BALL Z」や「LIMIT OF LOVE 海猿」などのヒットがあったため大きく減収となりました。また、音楽部門も大型作品のリリースが新年度にずれ込んだことにより、減収となりました。

㈱フジパシフィック音楽出版は、著作権使用料収入で、新井満／秋川雅史「千の風になって」やレミオロメン「粉雪」などが売上に貢献しましたが、前期の業績には及ばず減収となりました。

映像音楽事業全体では、売上高は688億9千9百万円で前期比7.3%の減収となり、販売費で宣伝費が増加したことなどにより、営業利益は13億7千5百万円で前期比61.4%の減益となりました。

(その他事業)

㈱フジミックは、ソフトウェア開発などが順調に推移し増収増益となりました。また、人材派遣と人材紹介を柱とする㈱フジサンケイ人材センターも、増収増益となりました。一方、㈱扶桑社は、書籍は扶桑社新書、テレビ番組から派生した「ヘキサゴンドリル」などが好調でしたが、前期の「東京タワー オカンとボクと、時々、オトン」のようなヒット作品がなく、雑誌は出版業界全体の不振の影響から、販売、広告ともに伸びず、2期続けて営業損失を計上しました。

その結果、その他事業全体の売上高は591億2千9百万円と前期比で微増となりましたが、3千7百万円の営業損失となりました。

持分法適用会社では、㈱サンケイビルが堅調に業績を伸ばしたほか、㈱ビーエスフジはBSデジタル放送の視聴可能件数の順調な伸び（平成20年3月末に3,650万件を突破）に支えられ、増収増益となりました。一方、メモリーテック㈱は、増収となりましたが、原価および経費が増加し営業損失を計上し、持分法投資利益全体は、前期比32.1%減益の17億2千2百万円となりました。

2. 設備投資および資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は239億6千8百万円で、その主なものは、放送事業における湾岸スタジオ建設工事および地上デジタル放送関連設備などへの投資であります。必要資金は、湾岸スタジオ分が平成16年2月および3月に公募および第三者割当増資により調達した資金、他の投資は手元資金にて充当しました。

3. 対処すべき課題

当社の経営戦略は、メディア環境のみならず当社グループを取り巻くあらゆる環境の変化にも対応しうるコンテンツ制作力のさらなる強化と、そのコンテンツから生まれる価値の最大化であります。放送事業を核とした既存事業の強化・拡充と放送以外の周辺事業領域の拡大、新規事業領域の開発に取り組むとともに、コスト管理の徹底により安定的に収益を確保し持続的に成長する強靱な事業基盤をつくり、国内外から高く評価される我が国を代表する「メディア・コングロマリット」を目指します。

平成19年9月、コンテンツ制作力を強化する重点施策として台場本社ビル近隣に新設した「湾岸スタジオ」が本稼働を開始し、都内各地に分散していた制作拠点が集約され、台場に企画段階から収録・編集までのコンテンツ制作一貫体制が構築されました。これにより、当社はコンテンツ制作における創造性・作業効率・費用効率の向上を図り、コンテンツの質的向上、強力コンテンツの制作になお一層邁進していきたいと考えます。

平成15年12月に地上デジタル放送がスタートし、平成23年7月にはアナログ放送終了（アナログ停波）とともに地上デジタル放送に完全移行する予定です。送信設備等を始め完全移行に向けての準備は順次進めており万全を期しておりますが、視聴者の皆様には地上デジタル放送の普及促進とアナログ停波の周知広報に努め、スムーズな移行を図ってまいります。放送番組コンテンツの制作にあたっては、ドラマ、バラエティ番組やニュース・情報番組などにおいて高画質・高音質なハイビジョン番組の比率向上に引き続き努めているほか、テレビ放送とモバイル、インターネットとの連携による、新しいコンテンツ制作・配信の試みにも取り組み、国民・視聴者の当社に対する期待に応えていきたいと考えます。

当社は国民共有の財産である電波を資に放送事業を行っており、その公共的使命・社会的責任を深く認識し、これまでも番組、事業を通じ広く国民生活の充実・発展の寄与に努めております。平成18年6月には「CSR推進室」を設置し、「CSR推進会議」「CSR推進会議プロジェクトチーム」を発足させ、CSR（企業の社会的責任）の理念をさらに社業に反映させていくことといたしました。また、経営の透明性や公正性の維持向上の観点から、業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の整備に引き続き努めております。代表取締役社長を責任者とする「コンプライアンスおよびリスクの管理に関する委員会（コンプライアンス等委員会）」を設置し、各職場にコンプライアンス等担当者を定め、コンプライアンスの推進に万全を期しております。

当社は、地上テレビ放送における広告収入の安定的拡大とともにBS放送やCS放送等のメディアの強化・育成、モバイル、インターネットとの連携に積極的に取り組み、自ら制作するコンテンツを各メディアに配信し収益を拡大する体制を確固たるものとしてまいります。さらにまた、テレビ放送を基点として展開する、DVDパッケージ販売・キャラクタービジネスほかの権利ビジネスや映画事業、イベント事業、メディアの特性を生かした通信販売事業など非広告事業にも積極的に取り組み、コンテンツを核にした裾野の広い経営基盤を構築してまいります。

当社グループは平成18年4月に当社を事業持株会社とする連結経営体制へ移行し、グループ子会社の再編、経営資源の最適再配分、事業の再構築を進めております。平成19年3月には、当社の子会社である㈱ポニーキャニオンおよび㈱扶桑社の株式の追加取得による完全子会社化、ならびに当社の関連会社である㈱ビーエスフジの株式追加取得を実施しました。当期では平成19年11月に㈱ディノス、および平成20年2月に㈱フジバシフィック音楽出版の株式追加取得による完全子会社化を実施し、また、平成19年10月に当社の子会社である㈱ビッグショット、㈱フジサンケイアドワーク、および㈱ティーコムコーポレーションと、芙蓉グループ6社と当社グループの合弁会社である㈱富士アドシステムの4社を統合・合併し、新たなコミュニケーション・ビジネスを創造する広告会社「㈱クオラス」を発足させました。今後も引き続き、当社を中核にして経営資源の選択と集中を機動的に実行し、グループ各社のパワーと創造性を最大限に発揮し、高い競争力を持つ「メディア・コングロマリット」として発展してまいりたいと考えております。

この中長期グループ経営ビジョンを達成するためには、経営の意思決定の迅速性と事業執行の機動性が今まで以上に要請され、あわせて適正なグループガバナンスを実行する必要があります。それらを実現するために、当社は平成20年10月1日付をもって会社分割の方式により、認定放送持株会社体制に移行すべくその準備に入ることといたしました。従前より、斯界に比類ない当社グループの複合的な事業展開は高い評価をいただいております。引き続き、株主・投資家の皆様の厚い信頼に応えるべく、コンテンツの価値・収益を最大化する諸事業を一層推進させ、株主の皆様への利益還元とあらゆる環境変化にも即応する将来の投資を賄える安定的な収益の確保を図り、持続的成長のための競争力の強化を図ってまいります。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第64期 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月 31日)	第65期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)	第66期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)	第67期(当期) (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
売 上 高	476,733	593,493	582,660	575,484
営 業 利 益	43,581	50,724	42,325	24,372
経 常 利 益	44,478	50,340	45,995	27,056
当 期 純 利 益	22,845	11,345	24,846	15,770
1株当たり当期純利益	9,056円14銭	5,109円42銭	10,811円13銭	6,847円60銭
総 資 産	681,190	692,357	731,496	677,000
純 資 産	479,088	462,903	469,586	456,077
1株当たり純資産	203,653円65銭	200,803円02銭	201,008円38銭	195,967円51銭

- 注 1. 当社は、第64期において平成16年5月20日付で普通株式1株を2株に分割しております。なお、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
- 注 2. 当社は、第64期において転換社債型新株予約権付社債80,000百万円を発行しており、期末までに17,100百万円の株式への転換が行われた結果、71,698.11株が増加するとともに資本金と資本剰余金のそれぞれが8,550百万円ずつ増加しております。
- 注 3. 第65期において、当社の転換社債型新株予約権付社債62,900百万円の株式への転換が行われた結果、317,696.33株が増加するとともに資本金と資本剰余金のそれぞれが31,450百万円ずつ増加しております。
- 注 4. 第65期において、当社は無担保普通社債50,000百万円を発行しております。
- 注 5. 第66期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

[第64期]

第63期下期から始まった広告市況の回復基調の流れが加速する中、通期の番組視聴率が12年ぶりに三冠を獲得したことを受けて、テレビ放送事業の売上高が前期を大きく上回った結果、連結売上高は増収となりました。しかし、通信販売事業の減益およびその他事業の赤字が影響し、減益となりました。

[第65期]

(株)ニッポン放送の子会社化に伴う連結子会社の増加などにより連結売上高は増収となり、営業利益および経常利益も増益となりました。しかし、特別損失に投資有価証券売却損を計上したことが影響し、当期純利益は大幅な減益となりました。

[第66期]

広告市況が伸び悩み中、主力のテレビ放送収入が前期実績に届かなかったことにより連結売上高は減収となり、通信販売事業の減益の影響も大きく、営業利益および経常利益は減益となりました。しかし、前期計上の投資有価証券評価損の反動から、当期純利益は大幅な増益となりました。

[第67期(当期)]

「1. 事業の経過およびその成果」に記載したとおりであります。

5. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
㈱ デ ィ ノ ス	2,000	100.0	通信販売業
㈱ 扶 桑 社	1,800	100.0	雑誌・書籍の出版
㈱ ポニーキャニオン	1,200	100.0	オーディオ・ビデオソフトの制作販売
㈱ ニ ッ ポ ン 放 送	480	100.0	ラジオ放送業
㈱ フジクリエイティブコーポレーション	480	100.0	放送番組販売、番組制作等
㈱ フ ジ ミ ッ ク	300	100.0	情報サービス業
㈱ 共 同 テ レ ビ ジ ョ ン	150	57.7 (3.3)	テレビ番組・CM・PR映像等の制作

注. 出資比率の（内書）は、当社の子会社が所有する間接所有の出資比率です。

(2) 企業結合の経過および成果

連結子会社であった㈱フジテレビフラワーセンターは、平成19年4月1日付で連結子会社である㈱ディノスに吸収合併され消滅しましたので、連結子会社から除外しました。

平成19年5月22日付で連結子会社であるWindswept Classics, Inc. は連結子会社であったT/Q Music, Inc. の全株式を売却したため、T/Q Music, Inc. を連結子会社から除外しました。

平成19年10月1日付で連結子会社であった㈱ビッグショットは、㈱フジサンケイアドワーク（連結子会社）、㈱ティーコムコーポレーション（持分法適用非連結子会社）、㈱富士アドシステム（持分法非適用関連会社）を吸収合併し、商号を㈱クオラスに変更しました。

平成19年7月2日付で持分法適用関連会社である日本テレワーク㈱は営業譲渡を目的として会社分割により㈱ネクステップを設立したため、これを持分法適用関連会社としました。

持分法適用非連結子会社であった㈱フジテレビ出版は清算することとし、重要性が乏しくなったため、期首に持分法適用非連結子会社から非連結子会社としました。さらに、平成19年9月21日付で清算終了により消滅したため、非連結子会社から除外しました。

この結果、上記の重要な子会社7社を含む当期の連結子会社は25社、持分法適用会社は11社となっております。

6. 主要な事業内容

当社グループは、主として放送法に定める一般放送事業、放送番組の企画制作・技術・中継事業、通信販売事業および映像音楽事業を主な内容とし、さらに各事業に関連するサービス等を行っております。

当社グループの事業の種類別セグメントおよび各セグメントに属する役務・商製品の内容等は次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	役務・商製品の内容等
放 送 事 業	テレビ放送事業、ラジオ放送事業
放 送 関 連 事 業	放送番組の企画制作・技術・中継等
通 信 販 売 事 業	通信販売
映 像 音 楽 事 業	オーディオ・ビデオソフト等の製造販売、音楽著作権管理等
そ の 他 事 業	出版、広告、人材派遣、不動産リース、ソフトウェア開発等

7. 主要な営業所

(1) 当社の主要な営業所

本 社……………東京都港区
関 西 支 社……………大阪市北区
名 古 屋 支 社……………名古屋市東区
横 浜 支 局……………横浜市中区
前 橋 支 局……………前橋市大手町

(2) 子会社の主要な営業所

(株) デ ィ ノ ス (本社) ……………東京都中野区
(株) 扶 桑 社 (本社) ……………東京都港区
(株) ポニーキャニオン (本社) ……………東京都港区
(株) ニ ッ ポ ン 放 送 (本社) ……………東京都千代田区
(株) 共同テレビジョン (本社) ……………東京都中央区

8. 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
放送事業	1,614名	10名増
放送関連事業	1,264名	40名増
通信販売事業	331名	4名増
映像音楽事業	482名	24名増
その他事業	778名	140名増
合計	4,469名	218名増

注. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

9. 主要な借入先

借入先	借入残高(百万円)
(株)三菱東京UFJ銀行	3,453
(株)りそな銀行	2,175
農林中央金庫	1,512
(株)三井住友銀行	1,042
(株)みずほコーポレート銀行	524

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式の総数 2,364,298株（自己株式61,202株を含む。）
2. 株 主 数 75,735名
3. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
東 宝 株 式 会 社	183,221 ^株	7.96%
シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー	87,145	3.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	84,859	3.68
株 式 会 社 文 化 放 送	77,920	3.38
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	77,000	3.34
シービーニューヨーク オービス ファンズ	72,746	3.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	71,449	3.10
関 西 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社	54,461	2.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社電通口)	46,500	2.02
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	44,558	1.93

- 注 1. 大株主上位10名を記載しております。
- 注 2. 上記のほか、当社所有の自己株式61,202株があります。
- 注 3. 上記のほか、証券保管振替機構名義の株式164,310株があります。
- 注 4. 出資比率は、自己株式を除く発行済株式総数に対する持株数の割合です。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

地 位	担 当	氏 名	他の法人等の代表状況等 および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長		日 枝 久	(株)産業経済新聞社取締役相談役 (株)サンケイビル取締役 (株)ディノス取締役 関西テレビ放送(株)取締役 東海テレビ放送(株)取締役 (株)テレビ西日本取締役 北海道文化放送(株)取締役
代 表 取 締 役 社 長		豊 田 皓	(株)サンケイリビング新聞社取締役 (株)ディノス取締役
取 締 役 副 社 長	技術・情報 システム担当	横 井 亮 介	
専 務 取 締 役	総務・人事・ ライツ開発・ デジタルコン テンツ・ 番組審議室・ 適正業務推進室・ CSR推進室 担当	太 田 英 昭	(株)産業経済新聞社取締役 (株)サンケイリビング新聞社取締役 北海道文化放送(株)取締役
常 務 取 締 役	経 理 担 当	嘉 納 修 治	(株)ニッポン放送取締役 (株)産業経済新聞社監査役 (株)サンケイビル監査役 (株)ディノス監査役 (株)テレビ新広島監査役
常 務 取 締 役	報道・情報 制作・ スポーツ担当	小 櫃 真 佐 己	(株)テレビ新広島取締役
常 務 取 締 役	グループ事業 推進・ネット ワーク担当、 フジサンケイ グループ事務 局長	内 堀 眞 澄	(株)サンケイリビング新聞社監査役 (株)ポニーキャニオン監査役
常 務 取 締 役	経 営 企 画 担 当	飯 島 一 暢	(株)WOWOW取締役 スカパーJSAT(株)取締役
常 務 取 締 役	映画事業・ 事業担当	堀 口 壽 一	東映アニメーション(株)取締役
常 務 取 締 役	秘書室・国際 担当	瀬 田 宏	
取 締 役	人事・美術制作 担当	久 保 田 榮 一	(株)仙台放送取締役
取 締 役	営 業 担 当	小 林 豊	

地 位	担 当	氏 名	他の法人等の代表状況等 および重要な兼職の状況
取 締 役	広報担当、兼 広報局長	遠 藤 龍之介	
取 締 役	編成制作担当、 兼編成制作局長	鈴 木 克 明	(株)サンケイリビング新聞社取締役 (株)ポニーキャニオン取締役 (株)ディノス取締役
取 締 役		松 岡 功	東宝(株)代表取締役会長
取 締 役		佐 藤 重 喜	(株)文化放送代表取締役会長
取 締 役		石 黒 大 山	東海テレビ放送(株)代表取締役会長
取 締 役		出 馬 迪 男	関西テレビ放送(株)代表取締役会長
取 締 役		別 府 隆 文	(株)テレビ西日本代表取締役会長
取 締 役		清 原 武 彦	(株)産業経済新聞社代表取締役会長 (株)サンケイリビング新聞社代表取締役会長
常勤監査役		尾 上 規 喜	
常勤監査役		近 藤 俊 一 郎	
常勤監査役		伊 藤 八 朗	
監 査 役		茂 木 友 三 郎	キッコーマン(株)代表取締役会長
監 査 役		南 直 哉	東京電力(株)顧問

- 注 1. 取締役 松岡功氏、佐藤重喜氏、石黒大山氏、別府隆文氏および清原武彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 注 2. 監査役 近藤俊一郎氏、茂木友三郎氏および南直哉氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 注 3. 常勤監査役伊藤八朗氏は、当社において経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 注 4. 監査役茂木友三郎氏は、キッコーマン(株)において経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

取 締 役 20名 786百万円 (うち社外取締役 5名 31百万円)
 監 査 役 5名 153百万円 (うち社外監査役 3名 59百万円)

- 注 1. 株主総会の決議による役員報酬限度額は年額取締役960百万円、監査役180百万円です。(昭和62年6月25日第46回定時株主総会決議)
- 注 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額65百万円は含まれておりません。
- 注 3. 上記報酬等の額には、第67回定時株主総会において決議予定の役員賞与60百万円(取締役52百万円、監査役8百万円)を含めております。
- 注 4. 上記報酬等の額には、当期に計上した役員退職慰労引当金繰入額186百万円(取締役157百万円、監査役28百万円)を含めております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

取締役松岡功氏は、東宝㈱代表取締役会長を兼務しております。同社との間では、当社は、映画の製作、放送番組の制作等において競業関係があると同時に、映画配給、テレビ放映権購入等の取引関係があります。

取締役佐藤重喜氏は、㈱文化放送代表取締役会長を兼務しております。同社との間では、当社は、放送事業等において競業関係があると同時に、イベント事業等の取引関係があります。

取締役石黒大山氏は、東海テレビ放送㈱代表取締役会長を兼務しております。同社との間では、当社は、放送事業等において競業関係があると同時に、番組購入等の取引関係があります。

取締役別府隆文氏は、㈱テレビ西日本代表取締役会長を兼務しております。同社との間では、当社は、放送事業等において競業関係があると同時に、番組購入等の取引関係があります。

取締役清原武彦氏は、㈱産業経済新聞社代表取締役会長および㈱サンケイリビング新聞社代表取締役会長を兼務しております。両社との間では、当社は、出版・イベント事業等において競業関係があると同時に、広告出稿等の取引関係があります。

監査役茂木友三郎氏は、キッコーマン㈱代表取締役会長を兼務しております。同社と当社との間に特別の利害関係はありません。

(2) 他の会社の社外役員の兼任状況

取締役松岡功氏は、㈱東京楽天地、㈱東京會館およびオーエス㈱の社外取締役を兼務しております。

取締役清原武彦氏は、㈱サンケイビルおよび㈱ディノスの社外取締役を兼務しております。

監査役茂木友三郎氏は、HOYA㈱の社外取締役および東武鉄道㈱の社外監査役を兼務しております。

監査役南直哉氏は、芙蓉総合リース㈱および㈱野村総合研究所の社外取締役を兼務しております。

(3) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席・発言状況
取締役 松岡 功	当期中に開催の取締役会13回のうち4回に出席し、必要な発言を行うとともに、取締役会内外において、映画・演劇事業上場企業代表取締役としての豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
取締役 佐藤 重喜	当期中に開催の取締役会13回のうち12回に出席し、必要な発言を行うとともに、取締役会内外において、ラジオ事業会社代表取締役としての豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
取締役 石黒 大山	当期中に開催の取締役会13回のうち12回に出席し、必要な発言を行うとともに、取締役会内外において、テレビ事業会社代表取締役としての豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
取締役 別府 隆文	当期中に開催の取締役会13回のうち10回に出席し、必要な発言を行うとともに、取締役会内外において、テレビ事業会社代表取締役としての豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
取締役 清原 武彦	当期中に開催の取締役会13回のうち10回に出席し、必要な発言を行うとともに、取締役会内外において、新聞事業会社代表取締役としての豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
常勤監査役 近藤 俊一郎	当期中に開催の取締役会13回すべて、監査役会9回すべてに出席し、必要な発言を行うとともに、取締役会および監査役会内外において、元新聞事業会社取締役としての豊富な経験・知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務および助言・提言を行っています。
監査役 茂木 友三郎	当期中に開催の取締役会13回のうち6回、監査役会9回のうち2回に出席し、必要な発言を行うとともに、取締役会および監査役会内外において、上場会社代表取締役としての豊富な経験・知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務および助言・提言を行っています。
監査役 南 直哉	当期中に開催の取締役会13回のうち12回、監査役会9回のうち6回に出席し、必要な発言を行うとともに、取締役会および監査役会内外において、元上場会社代表取締役としての豊富な経験・知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務および助言・提言を行っています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役および社外監査役はすべて、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務
(監査証明業務) についての報酬等の額

70百万円

注. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

- (2) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額

148百万円

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価等に関する助言業務についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

V. 会社の体制および方針

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役および使用人は、当社の経営理念・経営基本原則に基づいて制定した「フジテレビ行動指針」を常に意識し、その遵守に努めます。とくに番組制作や報道取材などにおいては、放送の公共性を重んじ、言論・表現の自由を守るよう努めます。
 - (2) 当社は、法令・定款遵守の実効性を確保するため、以下に掲げる「コンプライアンスおよびリスクの管理に関するプログラム」（以下「コンプライアンスプログラム」という。）に従い社内体制の整備等を行います。

① 組織および対応策の構築

代表取締役社長は、コンプライアンスおよびリスクの管理等に関する規程に基づき、コンプライアンスおよびリスクの管理に係る責任者（以下「コンプライアンス等責任者」という。）となり、関連業務を統括します。代表取締役社長は、その補佐役としてコンプライアンスおよびリスクの管理に係る担当役員（以下「コンプライアンス等担当役員」という。）を任命するとともに、各局からコンプライアンスおよびリスクの管理に係る担当者（以下「コンプライアンス等担当者」という。）を指名します。また、コンプライアンス等担当役員は、コンプライアンス等責任者が指名した委員によって構成されるコンプライアンス等委員会の長となり、コンプライアンスおよびリスクの管理に関する対応策の検討ならびに整備等を行います。なお、コンプライアンス等委員会の事務局を適正業務推進室に設置します。

② 体制の整備

コンプライアンス等責任者は、健全に行われている業務に十分配慮しつつ、これまで行われてきたコンプライアンスおよびリスクの管理の強化を図るための体制の整備に加えて、金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築に努めます。

③ 教育・研修

適正業務推進室は、コンプライアンスプログラムの実施にあたり、適宜、社内説明会の開催や、イントラネットおよび社内報などへの関連資料の掲載などにより、取締役および使用人の当該プログラムの周知と、その理解を促進する活動を行います。また、当社はコンプライアンスおよびリスクの管理に関する定期的な社内研修を実施するほか、コンプライアンス等担当者は各部署において、その意識を高める活動を展開します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保持および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、これに係る当社の管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、所定期間、閲覧可能な状態を維持することとします。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は、効率経営の確保に向けて、業務の合理化・迅速化等を継続検討します。
4. 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
取締役は、当社グループ各社の取締役および使用人が法令、定款、社内規則および企業倫理等を遵守した行動をとり、かつ、効率的な業務執行が行われるよう、関係会社管理規程に基づく横断的な管理を推進します。各社は、各社の業容と会社規模に応じ、フジテレビジョンに準じるコンプライアンスおよびリスクの管理が機能する体制を構築します。なお、グループ各社の横断的なコンプライアンスおよびリスクの管理に関する業務はグループ事業推進局関係会社調整室で行います。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役会規則に基づいて監査役スタッフを任命します。監査役スタッフは、監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会の運営に関する事務および監査役の職務を補助します。なお、これら業務については、職務分掌において、総務局（総務部）が担当することを定めます。
6. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役スタッフの人事考課、人事異動および懲戒等については監査役会の意見を徴するものとします。
7. 取締役および使用人が監査役または監査役会に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役および使用人は、監査役または監査役会に対し、以下に定める事項について適宜報告を行います。（発見者が使用人である場合には、監査役または監査役会への報告に代えて、適正業務推進室長に報告することができます。この場合、適正業務推進室長は、監査役または監査役会に対し当該事項を報告します。）

- ① 業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実（グループ会社に関するものを含む。）を知った場合。
 - ② 取締役および使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款・社内規則に違反する事実（グループ会社に関するものを含む。）を知った場合または社会通念に反する行為が発生する可能性もしくは発生した場合で、当該事実または行為が重大である場合。ただし、重大かどうかの判断が困難な場合は適正業務推進室に報告・相談し、同室長が当該報告・相談事項について重要と判断した場合。
 - ③ その他緊急・非常事態を知った場合。
- (2) 取締役および使用人は、監査役または監査役会に対し、以下に定める事項について定期的または必要に応じて報告を行います。
- ① 毎月の月次会計資料
 - ② 内部監査報告書および各部門からの主要な月次報告書
 - ③ 重要な訴訟事案
 - ④ 内部統制に関わる部門の活動概要
 - ⑤ 重要な会計方針・会計基準およびその変更
 - ⑥ 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ⑦ グループ会社における営業の報告
 - ⑧ グループ会社の監査役的活動概要
 - ⑨ その他重要な事項
- (3) 取締役および使用人は、監査役または監査役会からその職務の執行に関する報告を求められた場合、速やかに当該事項を報告します。

8. その他（内部監査）

- (1) 代表取締役社長は、適正業務推進室に内部監査の担当を命じ、適正業務推進室内部監査担当者は、当社の全部門および必要に応じてグループ会社を対象として、会計および業務に係る定期監査ならびに臨時監査を行い、当社およびグループ会社の業務全般が法令、定款および社内規程に照らして適正かつ有効に行われていることを確認します。
- (2) 適正業務推進室内部監査担当者は、監査結果を具体的に「内部監査調書」として記録し、整理保管するとともに、監査結果を「内部監査報告書」として作成し、代表取締役社長に報告します。
- (3) 適正業務推進室内部監査担当者は、業務改善など指摘すべき事項がある場合には、代表取締役社長の承認を得たうえで対象部門の責任者に対して要改善事項として指摘します。当該対象部門の責任者は、指摘事項について「内部監査改善報告書」を作成のうえ、適正業務推進室内部監査担当者を通じて代表取締役社長に提出します。適正業務推進室内部監査担当者は、「内部監査改善報告書」に基づく改善措置実施状況について確認を行い、その結果を「改善措置実施状況確認書」に記録し文書管理規程に基づき保管します。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	253,577	流 動 負 債	115,425
現金及び預金	64,627	支払手形及び買掛金	54,216
受取手形及び売掛金	118,160	短期借入金	5,303
有価証券	20,893	未払法人税等	2,179
たな卸資産	21,743	返品調整引当金	972
繰延税金資産	5,333	役員賞与引当金	309
その他流動資産	23,163	その他流動負債	52,443
貸倒引当金	△344	固 定 負 債	105,497
固 定 資 産	423,423	社 債	49,987
有 形 固 定 資 産	181,146	長期借入金	4,454
建物及び構築物	114,378	繰延税金負債	4,464
機械装置及び運搬具	24,129	退職給付引当金	32,239
土地	27,079	役員退職慰労引当金	3,172
建設仮勘定	5,167	負ののれん	10,154
その他有形固定資産	10,390	その他固定負債	1,026
無 形 固 定 資 産	47,929	負 債 合 計	220,922
のれん	7,385	純 資 産 の 部	
借地権	15,356	株 主 資 本	450,682
ソフトウェア	18,873	資 本 金	146,200
その他無形固定資産	6,313	資 本 剰 余 金	173,664
投 資 そ の 他 の 資 産	194,347	利 益 剰 余 金	146,322
投資有価証券	173,152	自 己 株 式	△15,505
長期貸付金	603	評 価 ・ 換 算 差 額 等	649
繰延税金資産	7,527	その他有価証券評価差額金	1,416
その他投資	14,965	土 地 再 評 価 差 額 金	△463
貸倒引当金	△1,900	為 替 換 算 調 整 勘 定	△302
		少 数 株 主 持 分	4,745
		純 資 産 合 計	456,077
資 産 合 計	677,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	677,000

連結損益計算書

(自 平成19年4月1日)
(至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		575,484
売上原価		390,778
売上総利益		184,706
販売費及び一般管理費		160,333
営業利益		24,372
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,645	
持分法による投資利益	1,722	
その他営業外収益	2,554	6,923
営業外費用		
支払利息	925	
投資事業組合投資損失	1,552	
その他営業外費用	1,762	4,239
経常利益		27,056
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	2,692	
会員権等売却益	13	
会員権預託金貸倒引当金戻入益	12	
出資金売却益	5,665	
その他特別利益	503	8,901
特別損失		
固定資産売却損	61	
固定資産除却損	388	
投資有価証券売却損	39	
投資有価証券評価損	5,160	
会員権等評価損	12	
会員権預託金貸倒引当金繰入額	16	
会員権等売却損	3	
その他特別損失	750	6,431
税金等調整前当期純利益		29,526
法人税、住民税及び事業税	11,591	
法人税等調整額	1,860	13,451
少数株主利益		303
当期純利益		15,770

連結株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日)
(至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前 期 末 残 高	146,200	173,664	141,364	△15,505	445,723
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△11,054		△11,054
当期純利益			15,770		15,770
土地再評価差額金取崩高			8		8
合併による増加高			366		366
持分法適用会社除外による減少			△132		△132
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	4,958	—	4,958
当 期 末 残 高	146,200	173,664	146,322	△15,505	450,682

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評価・換算 差額等合計		
前 期 末 残 高	17,448	△454	223	17,217	6,645	469,586
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△11,054
当期純利益						15,770
土地再評価差額金取崩高						8
合併による増加高						366
持分法適用会社除外による減少						△132
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△16,032	△8	△526	△16,568	△1,899	△18,467
当 期 変 動 額 合 計	△16,032	△8	△526	△16,568	△1,899	△13,508
当 期 末 残 高	1,416	△463	△302	649	4,745	456,077

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数：25社

主要な連結子会社の名称：(株)共同テレビジョン、(株)ディノス、
(株)ポニーキャニオン

(株)フジテレビフラワーセンターは、平成19年4月1日付で連結子会社である(株)ディノスに吸収合併され消滅しましたので、連結子会社から除外しました。平成19年5月22日付で連結子会社であるWindswept Classics, Inc. は T/Q Music, Inc. の全株式を売却したため、T/Q Music, Inc. を連結子会社から除外しました。

(株)ビッグショットは平成19年10月1日付で連結子会社であった(株)フジサンケイアドワーク、持分法適用非連結子会社であった(株)ティーコムコーポレーション、持分法非適用関連会社であった(株)富士アドシステムを吸収合併し、商号を(株)クオラスに変更しましたので、(株)フジサンケイアドワークを連結子会社から除外しました。

(2) (株)エフシージー総合研究所、(株)フジサンケイエージェンシー等の非連結子会社30社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数：2社

主要な会社等の名称：(株)エフシージー総合研究所、(株)フジサンケイエージェンシー

(株)フジテレビ出版は清算することとし、重要性が乏しくなったため、期首に持分法適用非連結子会社から非連結子会社としました。さらに、平成19年9月21日付で清算終了により消滅したため、非連結子会社から除外しました。

(株)ティーコムコーポレーションは、平成19年10月1日付で連結子会社であった(株)ビッグショットに吸収合併され消滅しましたので、持分法適用非連結子会社から除外しました。なお、(株)ビッグショットは同日、商号を(株)クオラスに変更しました。

(2) 持分法適用の関連会社の数：9社

主要な会社等の名称：(株)サンケイビル、(株)産業経済新聞社、(株)ピーエスフジ

平成19年7月2日付で持分法適用関連会社である日本テレワーク(株)は営業譲渡を目的として会社分割により(株)ネクステップを設立したため、これを持分法適用関連会社としました。

(3) (株)サウンドマン、(株)フジテレビキッズ、(株)ニッポンプランニングセンター等の子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法によっております。

なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

また、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

主として個別法に基づく原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主として定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、当社の本社建物および平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当期から、平成19年4月1日以降に取得した資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,135百万円減少しております。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当期から、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した期の翌期より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上することとしております。

これに伴い、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益がそれぞれ214百万円減少しております。

無形固定資産……………定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 返品調整引当金……出版物等の返品による損失に備えるため、出版物および音楽著作物については法人税法に定める繰入限度相当額を計上し、その他については過去の実績に基づく返品率による損失見込額を計上しております。
- 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期における支給見込額に基づいて計上しております。
- 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異については、主として各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

当社および国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用し、その金銭の受払の純額を借入金に係る利息に加減して処理しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

銀行借入に係る金利変動リスクをヘッジ対象とし、金利スワップをヘッジ手段としております。

③ ヘッジ方針

銀行借入に係る将来の金融費用を固定化するために金利スワップ取引を利用しており、投機目的で利用するものではありません。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしており、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

4. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

5. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内の一定の年数で均等償却することとしております。ただし、重要性のないものについては発生年度に全額償却しております。

6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 127,987百万円
2. 当期までに取得した有形固定資産のうち国庫補助金等による圧縮記帳額は、建物及び構築物118百万円、機械装置及び運搬具57百万円であり、連結貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。
3. 担保に供している資産
連結子会社がテレビ放送会社や新聞会社等に対し営業保証金の代用として、定期預金151百万円を差し入れております。
4. 保証債務

被保証者	保証金額 (百万円)	保証債務の内容
従業員	1,716	住宅取得資金借入保証
㈱放送衛星システム	877	銀行借入保証
計	2,593	

注. ㈱放送衛星システムの銀行借入に対する保証のうち875百万円は、㈱ピーエスフジとの連帯保証であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当期末における発行済株式の総数
普通株式 2,364,298株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	6,909	3,000	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月13日 取締役会	普通株式	4,145	1,800	平成19年9月30日	平成19年12月7日

(2) 当期末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成20年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,145	1,800	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 195,967円51銭
2. 1株当たり当期純利益 6,847円60銭

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	144,564	流 動 負 債	65,643
現金及び預金	12,947	支払手形	9,483
受取手形	35,179	買掛金	23,843
売掛金	54,657	未払金	13,341
有価証券	12,998	未払費用	7,256
番組勘定及びその他の製作品	13,722	前受金	2,374
貯蔵品	48	預り金	4,109
前渡金	5,266	従業員預り金	3,470
前払費用	1,069	返品調整引当金	45
繰延税金資産	3,260	役員賞与引当金	60
その他流動資産	5,435	その他流動負債	1,658
貸倒引当金	△22		
固 定 資 産	418,475	固 定 負 債	78,131
有 形 固 定 資 産	157,269	社債	49,987
建物	108,206	退職給付引当金	20,468
構築物	1,120	役員退職慰労引当金	1,112
機械及び装置	21,488	負ののれん	6,045
航空機	4	その他固定負債	517
車両運搬具	250		
工具器具備品	3,746		
土地	20,134	負 債 合 計	143,774
建設仮勘定	2,318	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	33,252	株主資本	417,749
のれん	837	資本金	146,200
借地権	14,393	資本剰余金	173,664
ソフトウェア	17,715	資本準備金	173,664
その他無形固定資産	305	利益剰余金	113,389
投 資 そ の 他 の 資 産	227,953	利益準備金	4,385
投資有価証券	125,572	その他利益剰余金	109,004
関係会社株式	86,397	別途積立金	93,300
その他の関係会社有価証券	6,780	繰越利益剰余金	15,704
長期前払費用	811	自 己 株 式	△15,505
繰延税金資産	4,384	評価・換算差額等	1,516
その他投資	4,593	その他有価証券評価差額金	1,516
貸倒引当金	△587	純 資 産 合 計	419,265
資 産 合 計	563,040	負 債 ・ 純 資 産 合 計	563,040

損 益 計 算 書

(自 平成19年4月1日)
(至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		382,971
売 上 原 価		263,405
売 上 総 利 益		119,566
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		97,146
営 業 利 益		22,420
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,928	
負 の の れ ん 償 却 額	355	
雑 収 入	1,643	8,927
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	826	
投 資 事 業 組 合 投 資 損 失	1,299	
雑 損 失	1,361	3,487
経 常 利 益		27,861
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	281	
関 係 会 社 清 算 分 配 金	128	
会 員 権 等 売 却 益	4	
会 員 権 預 託 金 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	12	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	195	628
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	34	
固 定 資 産 除 却 損	246	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	39	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,731	
投 資 有 価 証 券 清 算 損	0	
関 係 会 社 清 算 損	7	
会 員 権 等 売 却 損	1	5,060
税 引 前 当 期 純 利 益		23,428
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,391	
法 人 税 等 調 整 額	915	8,307
当 期 純 利 益		15,121

株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日)
(至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
			別途積立金	繰越利益剰余金	
前 期 末 残 高	146,200	173,664	4,385	78,300	26,637
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 11,054
当 期 純 利 益					15,121
別 途 積 立 金 の 積 立				15,000	△ 15,000
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	15,000	△ 10,933
当 期 末 残 高	146,200	173,664	4,385	93,300	15,704

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
前 期 末 残 高	△ 15,505	413,682	16,000	429,683
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△ 11,054		△ 11,054
当 期 純 利 益		15,121		15,121
別 途 積 立 金 の 積 立		—		—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		—	△ 14,484	△ 14,484
当 期 変 動 額 合 計	—	4,066	△ 14,484	△ 10,417
当 期 末 残 高	△ 15,505	417,749	1,516	419,265

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有 価 証 券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

そ の 他 有 価 証 券

時 価 の ある も の……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時 価 の な い も の……………移動平均法による原価法によっております。

なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

また、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) た な 卸 資 産

番組勘定及びその他の製作品……………個別法に基づく原価法によっております。

貯 蔵 品……………最終仕入原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、本社建物および平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当期から、平成19年4月1日以降に取得した資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ1,002百万円減少しております。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当期から、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した期の翌期より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上することとしております。

これに伴い、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ155百万円減少しております。

無形固定資産……………定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、のれんについては5年の均等償却、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

返品調整引当金……出版物の返品による損失に備えるため、法人税法に定める繰入限度相当額を計上しております。

役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期における支給見込額に基づいて計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税等の会計処理………税抜方式によっております。

6. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権および債務
短期金銭債権 4,938百万円
短期金銭債務 5,788百万円
長期金銭債務 298百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 100,897百万円
3. 当期までに取得した有形固定資産のうち国庫補助金等による圧縮記帳額は、構築物118百万円、機械及び装置57百万円であり、貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。

4. 保証債務

被保証者	保証金額 (百万円)	保証債務の内容
従業員	1,716	住宅取得資金借入保証
㈱放送衛星システム	877	銀行借入保証
計	2,593	

注. ㈱放送衛星システムの銀行借入に対する保証のうち875百万円は、㈱ピーエスフジとの連帯保証であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

売上高	28,713百万円
仕入高	44,855百万円
販売費及び一般管理費	10,999百万円
営業取引以外の取引高	8,442百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の総数

普通株式	61,202株
------	---------

(税効果会計に関する注記)

流動資産負債

(繰延税金資産)

未払賞与	1,688百万円
購入番組再放映権評価損	666
たな卸資産評価損	558
未払社会保険料	119
その他の	236

繰延税金資産計 3,270百万円

(繰延税金負債)

未収還付事業税	9百万円
差引	3,260百万円

固定資産負債

(繰延税金資産)

退職給付引当金	8,328百万円
固定資産評価損	2,530
投資有価証券評価損	5,415
役員退職慰労引当金	452
その他の	1,097

繰延税金資産小計 17,824百万円

評価性引当額 △6,548

繰延税金資産計 11,276百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	1,040百万円
その他の	5,851

繰延税金負債計 6,891百万円

差引 4,384百万円

繰延税金資産の純額 7,645百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機 械 及 び 装 置	1,479	204	1,274
車 両 運 搬 具	6	3	2
工 具 器 具 備 品	4,500	1,865	2,634
合 計	5,986	2,074	3,912

2. 未経過リース料期末残高相当額

1 年 以 内	1,254百万円
1 年 超	2,716
合 計	<u>3,971</u> 百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支 払 リ ー ス 料	1,369百万円
減 価 償 却 費 相 当 額	1,294百万円
支 払 利 息 相 当 額	88百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

重要な取引がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	182,044円29銭
2. 1株当たり当期純利益	6,565円77銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月12日

株式会社 フジテレビジョン
取締役会 殿

新日本監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 原 田 恒 敏 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 田 代 清 和 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 神 山 宗 武 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジテレビジョンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジテレビジョン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年5月12日

株式会社 フジテレビジョン
取締役会 殿

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 原 田 恒 敏 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 田 代 清 和 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 神 山 宗 武 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジテレビジョンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、当期の監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けたほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、各子会社に赴き子会社の執行部及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月13日

株式会社フジテレビジョン 監査役会

常勤監査役 尾上規喜 ㊞

常勤監査役
(社外監査役) 近藤俊一郎 ㊞

常勤監査役 伊藤八朗 ㊞

監査役
(社外監査役) 茂木友三郎 ㊞

監査役
(社外監査役) 南直哉 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社では、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、経営方針に基づき、放送業界の変革に対応するため積極的にグループ再編、設備投資、コンテンツ投資、新規事業への参入等を行うとともに、業績に応じた成果を配分することを基本方針としております。

配当につきましては、単体配当性向50%を目安とし、あわせて当該決算期の収益に関する諸要素や将来の事業展開のために必要な投資額等を総合的に勘案したいと存じます。

上記方針に基づきまして、当期末の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金1,800円 総額4,145,572,800円
(中間配当1,800円を含め、年間配当金は1株につき3,600円)
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成20年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 7,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 7,000,000,000円

第2号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

放送を始めとするメディア産業を取り巻く環境は、デジタル化に伴う技術革新、規制緩和、法制度の改正等により大きな変革期を迎えている中、当社は今後、メディア間でのアライアンス、再編等の動きも急速に進展していくと認識しております。

当社は、主業のテレビ放送事業については、開局以来これまで系列局との強力なネットワーク体制のもと、放送業界トップの地位を確立し、また、放送周辺の事業についても他社に先んじて積極的な展開に取り組み、グループの事業領域の拡大に努めてまいりました。

しかし、これからのさらなる環境変化に対応し、当社グループの企業価値を向上させていくためには、放送事業を核としつつ、放送以外の周辺事業領域へもグループ経営資源のさらなる選択と集中を推し進め、外部との資本・業務提携や事業再編を積極的に行っていく必要があります。

国内外から高く評価される我が国を代表する「メディア・コングロマリット」を目指すという長期的なグループ経営ビジョンを達成するためには経営の意思決定の迅速性と、事業執行の機動性がこれまで以上に要請されてくること、あわせて適正なグループガバナンスの実行が必要であり、それらを実現するための経営の組織形態としては認定放送持株会社体制が最適であると判断するに至りました。

当社は、今回の認定放送持株会社体制への移行を、メディアグループとしての「第二の創業期」として捉え、認定放送持株会社を核とした新たなグループ経営体制構築のスタート台に立ったという認識のもと、長期的なグループ経営ビジョンを目指して「グループ経営の強化」、「事業環境に応じた資源再配分の適正化」、「事業再編への積極的取組み」に注力、グループ全体の企業価値向上に向けて一層努力をしてまいります。

以上の目的を達成するため、当社は、平成20年10月1日付（予定）をもって、認定放送持株会社に移行するとともに、新設分割により、当社の完全子会社として「株式会社フジテレビジョン」を設立し、グループ経営管理事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させたいと存じます。

なお、本議案につきましては、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、承認の効力が発生するものといたします。

2. 新設分割計画の内容の概要

分割計画書（写）

株式会社フジテレビジョン（平成20年10月1日付にて株式会社フジ・メディア・ホールディングスに商号変更予定。以下「当社」という。）は、新設分割の方法によって設立する会社（商号は「株式会社フジテレビジョン」。以下「新設分割設立会社」という。）に、当社が第1条に定める事業に関して有する権利義務を承継させること（以下「本件分割」という。）に関し、次の通り計画する（以下「本計画」という。）。

（新設分割）

第1条 当社は、当社がグループ経営管理事業を除く一切の事業（以下「本件対象事業」という。）に関して有する第4条に定める権利義務を、新設分割設立会社に承継させるため、本計画の定めるところにより新設分割を行う。

（新設分割設立会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項等）

第2条 新設分割設立会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1に記載の通りとする。

- ② 新設分割設立会社の本店の所在場所は次の通りとする。
東京都港区台場二丁目4番8号

（新設分割設立会社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人の氏名又は名称）

第3条 新設分割設立会社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人の氏名又は名称は、別紙2に記載の通りとする。

（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び許認可等）

第4条 新設分割設立会社は、本件分割により、別紙3に記載の当社の資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本件権利義務」という。）並びに本件対象事業に属する免許（再免許）、許認可、承認、認定、登録、届出等（疑義を避けるため、放送法第52条の30に規定される認定放送持株会社に関する認定を除く。）及びこれらの申請者としての地位のうち法令上承継が可能なものを当社より承継する。

- ② 前項に定める債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法による。

- ③ 新設分割設立会社が当社から承継する資産及び負債については、当社の平成20年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設分割設立会社の成立の日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

(株主総会の承認)

第5条 当社は、平成20年6月27日に株主総会を開催して、本計画の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、必要に応じて株主総会の開催日を変更することができる。

(新設分割に際して交付する株式及びその割当)

第6条 新設分割設立会社は、本件分割に際して、当社に対して、本件権利義務に代わり、新設分割設立会社の普通株式2,000株を発行し交付する。

(新設分割設立会社の資本金及び準備金の額に関する事項等)

第7条 新設分割設立会社の設立時の資本金及び準備金の額は次の通りとする。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 資本金の額 | 金8,800,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金2,200,000,000円 |
| (3) その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第80条第1号に定める設立時株主払込資本額から前号及び前々号に掲げる合計額を減じて得た額 |
| (4) 利益準備金の額 | 金0円 |
| (5) その他利益剰余金の額 | 金0円 |

(成立の日)

第8条 新設分割設立会社の設立の登記をすべき日は、平成20年10月1日(以下「本成立日」という。)とする。但し、手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合はこれを変更できる。

(競業)

第9条 本件分割は、本成立日以降において、当社が本件対象事業と競合する事業を行うことを妨げるものではない。

(条件の変更及び中止)

第10条 本計画作成後、本件分割完了までの間において、本件対象事業またはこれらに属する財産に重大な変動が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、本計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

(本計画の効力)

第11条 本計画は、本成立日までに、新設分割設立会社が本件対象事業を行うため及び当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの免許、許認可、承認、認定、登録、届出等（電波法第20条第2項に規定される無線局免許の承継に関する総務大臣の許可及び放送法第52条の30に規定される認定放送持株会社に関する総務大臣の認定を含むがこれらに限られない。）が得られなかったときには、その効力を失う。

平成20年 5月15日

東京都港区台場二丁目4番8号
株式会社 フジテレビジョン
代表取締役社長 豊田 皓

株式会社 フジテレビジョン 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 本会社は、株式会社フジテレビジョンと称し、英文では Fuji Television Network, Incorporated と表示する。

(目的)

第2条 本会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 放送法に基づくテレビジョン放送
2. 放送業務一般
3. 放送番組、録音・録画物及び映画の制作、販売、配給並びに輸出入に関する業務
4. 出版物の刊行並びに販売
5. 放送関連技術の開発、指導並びに販売
6. 電子機器、情報機器及びその利用技術の開発、指導並びに販売
7. 映画、音楽、美術、その他の文化事業及びスポーツ事業の企画、制作、興行並びにその販売
8. 著作権、著作隣接権及び工業所有権の取得並びに使用許諾
9. 著作物・標章等を複製、使用した録音・録画テープ、ビデオディスク、レコード、日用品雑貨、スポーツ用品、衣類、家具、飲食物の販売
10. 政治、経済、文化、生活、その他の情報収集、処理及び販売
11. 不動産、設備、機器及びその使用权の賃貸
12. 電気通信事業法に定める電気通信事業
13. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 本会社の公告は、東京都において発行する産業経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 譲渡による本会社の株式の取得については、取締役会の承認を得なければならない。

第3章 株主総会

(招集時期)

第8条 本会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

(基準日)

第9条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第10条 本会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、取締役会長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役会長が空席又は支障があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長が空席又は支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた取締役会規定の順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議方法)

第11条 本会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第12条 本会社の取締役は、20名以内とする。

(選任)

第13条 本会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 本会社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任期)

第14条 本会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第15条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

② 本会社は、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名のほか、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 本会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長が招集し、その議長となる。

② 取締役会長が空席又は支障があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長が空席又は支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた取締役会規定の順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第17条 本会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(決議の省略)

第18条 本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規定)

第19条 本会社の取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、本会社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会で定める取締役会規定による。

(報酬等)

第20条 本会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との間の責任限定契約)

第21条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(相談役)

第22条 本会社は、取締役会の決議により相談役を置くことができる。

第5章 監査役

(員数)

第23条 本会社の監査役は、5名以内とする。

(選任)

第24条 本会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

第25条 本会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第26条 本会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との間の責任限定契約)

第27条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第28条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第29条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第30条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第31条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

第7章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第32条 本会社が設立に際して発行する株式の総数は、普通株式2,000株とする。

(最初の事業年度)

第33条 本会社の最初の事業年度は、第28条の規定にかかわらず、本会社設立の日から平成21年3月31日までとする。

(本附則の削除)

第34条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

別紙2

設立時取締役

日枝 久、豊田 皓、横井 亮介、太田 英昭、嘉納 修治、
小櫃 真佐己、内堀 眞澄、飯島 一暢、堀口 壽一、瀬田 宏、
久保田 榮一、小林 豊、遠藤 龍之介、鈴木 克明、松岡 功、
佐藤 重喜、石黒 大山、出馬 迪男、別府 隆文、清原 武彦

設立時監査役

尾上 規喜、近藤 俊一郎、伊藤 八朗、茂木 友三郎、南 直哉

設立時会計監査人

新日本監査法人

承継権利義務明細表

1. 承継の対象となる資産

本件対象事業に係る一切の資産。但し、以下に記載されたものを除く。

- (1) 現預金及び現金等価物のうち、150億円相当。
- (2) 固定資産のうち、以下に定めるもの。
 - ① 本社屋（所在地：東京都港区台場2-4-8）に係る建物、建物付属設備、構築物、借地権
 - ② 第一別館（所在地：東京都新宿区市谷仲之町2-23）に係る一切の固定資産
 - ③ 彫刻の森（所在地：神奈川県足柄下郡箱根町大字二の平字二の平1031-2外）に係る一切の固定資産
 - ④ 薬王寺中継車庫（所在地：東京都新宿区市谷薬王寺町52-6）に係る一切の固定資産
 - ⑤ 浦安工場（所在地：千葉県浦安市舞浜3-5-1）に係る一切の固定資産
 - ⑥ 大手町サンケイビル（所在地：東京都千代田区大手町1-3-8）に係る一切の固定資産
- (3) 以下に定めるものを除く投資有価証券・関係会社株式、その他関係会社有価証券の全て
株式会社フジテレビキッズ、映像京都株式会社、株式会社ニューテレス、株式会社エイケン、FILM有限責任事業組合、CXD有限責任事業組合、株式会社マーキュロ、株式会社コネテレ、日本映画衛星放送株式会社、株式会社カンパス、株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング、株式会社テモ、株式会社ヤクルト球団、株式会社日本レースプロモーション、株式会社ジェイリーグ映像、マルチメディア放送企画LLC合同会社、株式会社東京・新・グローブ座、株式会社銀河劇場、Asia Plus Intermedia Holdings Limited、PT. JATI PIRANTI SOLUSINDO
- (4) 商標権
フジサンケイグループコーポレートマーク（目ん玉マーク）
- (5) のれん
- (6) 当社が保有する株式に係る本成立日の前に基準日が到来する剰余金配当の請求権
- (7) 租税債権
- (8) 新設分割設立会社に承継されない資産・負債に係る繰延税金資産

2. 承継の対象となる負債

本件対象事業に係る一切の負債。但し、以下に記載されたものを除く。

- (1) 社債
- (2) 未払配当金
- (3) 役員退職慰労引当金
- (4) 負ののれん
- (5) 租税債務
- (6) 新設分割設立会社に承継されない資産・負債に係る繰延税金負債

3. 承継の対象となる契約及び権利義務

一切の雇用契約並びに本件対象事業に係る一切の契約及び権利義務。但し、以下に記載されたものを除く。

- (1) 会計監査人との間で締結した監査契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (2) 株式事務代行機関との間で締結した株式事務代行委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (3) 金融機関との間で締結した銀行取引約定及び金銭消費貸借契約（これに附帯又は関連する契約を含む。）
- (4) 当社が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約（これに附帯関連する契約を含む。）
- (5) 会社役員賠償責任保険契約
- (6) 青海Q区画共同開発事業に関する基本協定書
- (7) 新設分割設立会社に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約
- (8) 株式会社ライブドアホールディングスに対する損害賠償請求訴訟に関連する一切の権利義務

以上

3. 会社法施行規則第205条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

① 株式の数の相当性

本件会社分割は、当社を認定放送持株会社へ移行させる目的のもと行われるものであり、会社分割に際して発行される新設分割設立会社の株式は全て当社が保有することとなります。新設分割設立会社がその設立に際して発行する株式の数は当社において任意に決定しうるところ、適切な出資単位の設定その他の事情を総合的に勘案して、分割計画書第6条に記載のとおり、新設分割設立会社が発行する株式の数は2,000株とし、その全てを当社に割り当て交付することといたしました。

当社といたしましては、以上の取扱いにつきまして、その内容が相当であると判断しております。

② 新設会社の資本金および準備金等の額の相当性

新設分割設立会社の資本金及び資本準備金の額につきましては、設立後の新設分割設立会社の資本政策、事業規模その他の事情を総合的に勘案して、会社計算規則に従い分割計画書第7条に記載のとおりとすることといたしました。

当社といたしましては、以上の取扱いにつきまして、その内容が相当であると判断しております。

(2) 当社における最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

第2号議案を承認いただくことを条件として、当社は、平成20年10月1日付でグループ経営管理事業を除く一切の事業に関する権利義務を新設分割により設立する「株式会社フジテレビジョン」に承継させ、放送法に定める認定放送持株会社に移行する予定です。これに伴い、定款第1条および第2条に定める商号および目的の変更を行い、あわせて表現の変更および構成の整理を行うものであります。

なお、定款第1条および第2条の変更につきましては、第2号議案「新設分割計画承認の件」が承認可決され、かつ同議案における会社分割の効力が発生することを条件として、変更の効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(商号) 第1条 本社は、株式会社フジテレビジョンと称し、英文ではFuji Television Network, Incorporated と表示する。	(商号) 第1条 本社は、株式会社フジ・メディア・ホールディングスと称し、英文ではFUJI MEDIA HOLDINGS, INC. と表示する。
(目的) 第2条 本社は、下記の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 本社は、以下の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の経営管理をすることを目的とする。
(新設)	1. <u>メディア事業一般</u>
1. <u>放送法に基づくテレビジョン放送</u>	2. (現行どおり)
2. <u>放送業務一般</u>	3. (現行どおり)
3. <u>放送番組、録音・録画物及び映画の制作、販売、配給並びに輸出入に関する業務</u>	4. (現行どおり)
4. <u>出版物の刊行並びに販売</u>	5. (現行どおり)
5. <u>放送関連技術の開発、指導並びに販売</u>	6. (現行どおり)
6. <u>電子機器、情報機器及びその利用技術の開発、指導並びに販売</u>	7. (現行どおり)
7. <u>映画、音楽、美術、その他の文化事業及びスポーツ事業の企画、制作、興行並びにその販売</u>	8. (現行どおり)
8. <u>著作権、著作隣接権及び工業所有権の取得並びに使用許諾</u>	9. (現行どおり)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>9. 著作物・標章等を複製、使用した録音・録画テープ、ビデオディスク、レコード、日用品雑貨、スポーツ用品、衣類、家具、飲食物の販売</p> <p>10. 政治、経済、文化、生活、その他の情報収集、処理及び販売</p> <p>11. 不動産、設備、機器及びその使用权の賃貸</p> <p>12. 電気通信事業法に定める電気通信事業</p> <p>13. 前各号に附帯する一切の業務 (新設) (新設)</p>	<p>10. (現行どおり)</p> <p>11. (現行どおり)</p> <p>12. (現行どおり)</p> <p>13. (現行どおり)</p> <p>14. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</p> <p>15. 前各号に掲げる事業以外の事業</p> <p><u>② 本会社は、前項各号に附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>
<p>第3条) (条文省略)</p>	<p>第3条) (現行どおり)</p>
<p>第8条 (外国人等の株主名簿への記載又は記録の制限)</p> <p>第9条 本会社は、次の各号に掲げる者（以下、「外国人等」という）のうち第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が本会社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、<u>放送法第52条の8第1項及び第2項の規定により</u>、外国人等の取得した株式について、株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）に記載又は記録することを拒むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本の国籍を有しない人 2. 外国政府又はその代表者 3. 外国の法人又は団体 4. 前3号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体 	<p>第8条 (外国人等の株主名簿への記載又は記録の制限)</p> <p>第9条 本会社は、次の各号に掲げる者（以下、「外国人等」という）のうち第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が本会社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、<u>放送法の規定に従い</u>、外国人等の取得した株式について、株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載又は記録することを拒むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本の国籍を有しない人 2. 外国政府又はその代表者 3. 外国の法人又は団体 4. 前3号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
<p>第10条 (株式取扱規則)</p>	<p>第10条 (株式取扱規則)</p>
<p>第11条 本会社の株主名簿への記載又は記録、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行、法令で定める株主の権利の行使に関する事項等その他株式に関する手続き及びその手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>第11条 本会社の株主名簿への記載又は記録、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行、法令で定める株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）の権利の行使に関する事項等その他株式に関する手続き及びその手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第12条 〉 (条文省略)</p> <p>第16条 (決議方法)</p> <p>第17条 本会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>第18条 〉 (条文省略)</p> <p>第41条 以上</p>	<p>第12条 〉 (現行どおり)</p> <p>第16条 (決議方法)</p> <p>第17条 本会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第18条 〉 (現行どおり)</p> <p>第41条 以上</p>

第4号議案 取締役20名選任の件

取締役全員（20名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役20名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
1	日枝久 (昭和12年12月31日) 【注1】	昭和36年4月 当社入社 昭和55年5月 当社編成局長 昭和58年6月 当社取締役編成局長 昭和61年6月 当社常務取締役総合開発室担当 昭和63年6月 当社代表取締役社長 昭和63年8月 ㈱フジサンケイリビングサービス (現 ㈱ディノス)取締役(現任) 平成元年6月 ㈱サンケイビル取締役(現任) 平成3年6月 北海道文化放送㈱取締役(現任) 平成5年6月 ㈱産業経済新聞社取締役相談役 (現任) 東海テレビ放送㈱取締役(現任) ㈱テレビ西日本取締役(現任) 関西テレビ放送㈱取締役(現任) 平成6年6月 当社代表取締役会長(現任) 平成13年6月	1,500株
2	豊田皓 (昭和21年4月28日) 【注1】	昭和46年4月 当社入社 平成9年6月 当社営業統括本部営業局長 平成13年6月 当社取締役営業担当 平成17年6月 当社常務取締役営業・ネットワーク・事業・ライツ開発担当 平成19年6月 当社代表取締役社長(現任) ㈱ディノス取締役(現任)	128株
3	横井亮介 (昭和17年1月16日) 【注1】	昭和39年4月 当社入社 平成4年7月 当社技術局長 平成7年6月 当社取締役技術局長 平成9年6月 当社常務取締役技術本部長 平成11年6月 当社専務取締役技術本部長 平成13年6月 当社専務取締役技術統括 平成16年6月 当社専務取締役技術統括、 デジタル技術推進室担当 平成18年6月 当社専務取締役技術統括 平成19年6月 当社取締役副社長技術・情報システム担当(現任)	60株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
4	太田 英昭 (昭和21年12月22日) [注1]	昭和44年4月 当社入社 平成9年6月 当社ソフト制作本部情報企画局長 平成11年6月 当社報道情報本部生活情報局長 平成13年6月 当社執行役員生活情報局長 平成15年6月 当社上席執行役員生活情報局長 平成17年6月 当社取締役情報制作・スポーツ担当、兼情報制作局長 北海道文化放送㈱取締役(現任) 平成18年6月 当社常務取締役総務・人事・情報システム・番組審議室・CSR推進室担当 ㈱産業経済新聞社取締役(現任) 平成19年6月 当社専務取締役総務・人事・ライツ開発・デジタルコンテンツ・番組審議室・適正業務推進室・CSR推進室担当(現任)	81株
5	嘉納 修治 (昭和25年2月22日) [注1]	昭和47年4月 当社入社 平成11年6月 当社経営管理本部経理局長 平成13年6月 当社取締役経理担当 ㈱フジサンケイリビングサービス(現 ㈱デイノス)監査役(現任) ㈱テレビ新広島監査役(現任) ㈱産業経済新聞社監査役(現任) 平成14年6月 当社取締役経理・経営管理担当、兼経営管理局長 平成16年6月 ㈱ニッポン放送取締役(現任) 平成18年4月 当社常務取締役経理・経営管理担当 平成18年6月 当社常務取締役経理担当(現任) 平成19年6月 ㈱サンケイビル監査役(現任)	68株
6	小櫃 真佐己 (昭和21年12月9日) [注1]	昭和55年6月 当社入社 平成10年6月 当社報道制作本部報道局長 平成13年6月 当社執行役員報道局長 平成17年6月 当社取締役国際・報道担当 ㈱テレビ新広島取締役(現任) 平成18年6月 当社常務取締役報道・情報制作・国際・スポーツ担当 平成19年6月 当社常務取締役報道・情報制作・スポーツ担当(現任)	110株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
7	内堀眞澄 (昭和19年10月17日) [注1]	昭和44年4月 当社入社 平成9年7月 当社人事局付フジサンケイグループ事務局派遣(事務局長) 平成15年6月 当社執行役員人事局付フジサンケイグループ事務局派遣(事務局長) 平成17年6月 当社取締役総合調整・グループ担当、フジサンケイグループ事務局長 平成18年6月 当社取締役グループ・関係会社担当、フジサンケイグループ事務局長、兼グループ事業推進局長 平成19年6月 ㈱ポニーキャニオン監査役(現任) 当社常務取締役グループ事業推進・ネットワーク担当、フジサンケイグループ事務局長(現任)	100株
8	飯島一暢 (昭和22年1月4日) [注1]	平成9年5月 当社入社 平成11年6月 当社業務推進本部経営企画局長 平成13年6月 当社執行役員経営企画局長 平成16年6月 ㈱WOWOW取締役(現任) 平成17年6月 当社上席執行役員総合調整局長 平成18年6月 当社取締役経営企画・IR・電波企画担当、兼経営企画局長 平成19年4月 スカパーJSAT㈱取締役(現任) 平成19年6月 当社常務取締役経営企画担当(現任)	64株
9	堀口壽一 (昭和21年8月10日) [注1]	昭和44年4月 当社入社 平成10年6月 当社ソフト制作本部事業局長 平成12年7月 当社執行役員編成制作本部事業局長 平成13年6月 当社上席執行役員事業局長 平成17年6月 当社執行役員常務 平成18年6月 当社執行役員専務 平成19年6月 当社常務取締役映画事業・事業担当(現任) 東映アニメーション㈱取締役(現任)	30株
10	瀬田宏 (昭和19年9月9日) [注1]	昭和44年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員秘書室長 平成17年6月 当社上席執行役員秘書室長 平成18年6月 当社執行役員常務秘書室長 平成19年6月 当社常務取締役秘書室・国際担当(現任)	130株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
11	久保田 榮一 (昭和21年8月5日) [注1]	昭和44年4月 当社入社 平成11年6月 当社業務推進本部人事局長 平成15年6月 当社執行役員人事局長 平成16年6月 当社上席執行役員人事局長 平成17年6月 当社執行役員常務人事局長 平成18年6月 当社取締役人事担当、兼人事局長 平成19年6月 当社取締役人事・美術制作担当 (現任) ㈱仙台放送取締役(現任)	130株
12	小林 豊 (昭和26年3月2日) [注1]	昭和55年6月 当社入社 平成13年6月 当社営業局長 平成17年6月 当社執行役員スポーツ局長 平成19年6月 当社取締役営業担当(現任)	27株
13	遠藤 龍之介 (昭和31年6月3日) [注1]	昭和56年4月 当社入社 平成18年6月 当社広報局長 平成19年6月 当社取締役広報担当、兼広報局長 (現任)	7株
14	鈴木 克明 (昭和33年7月30日) [注1]	昭和56年4月 当社入社 平成17年6月 当社編成制作局長 平成19年6月 当社取締役編成制作担当、兼編成制作局長(現任) ㈱ポニーキャニオン取締役(現任) ㈱ディノス取締役(現任)	23株
15	松岡 功 (昭和9年12月18日) [注6、7、12]	昭和45年3月 東宝㈱取締役 昭和49年8月 同社取締役副社長 昭和52年5月 同社代表取締役社長 昭和63年12月 当社取締役(現任) 平成7年5月 東宝㈱代表取締役会長(現任) (他の法人等の代表状況) 東宝㈱代表取締役会長[注2]	600株
16	佐藤 重喜 (昭和12年5月30日) [注6、8、12]	平成2年6月 ㈱文化放送取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成11年3月 同社代表取締役社長 平成11年6月 当社取締役(現任) 平成19年6月 ㈱文化放送代表取締役会長(現任) (他の法人等の代表状況) ㈱文化放送代表取締役会長[注3]	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
17	石黒大山 (昭和7年5月19日) [注6、9、12]	昭和60年6月 東海テレビ放送㈱取締役 平成元年6月 同社常務取締役 平成7年6月 同社専務取締役 平成9年6月 同社取締役副社長 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成13年6月 同社代表取締役社長 平成18年6月 当社取締役(現任) 平成19年6月 東海テレビ放送㈱代表取締役会長 (現任) (他の法人等の代表状況) 東海テレビ放送㈱代表取締役会長 [注4]	28株
18	出馬迪男 (昭和12年1月20日)	昭和38年1月 当社入社 昭和62年6月 当社取締役営業局長 昭和63年6月 当社常務取締役営業担当 平成3年6月 当社専務取締役総括担当 平成9年6月 当社代表取締役副社長営業統括本部長 平成13年6月 関西テレビ放送㈱代表取締役社長 平成15年6月 当社取締役(現任) 平成17年6月 関西テレビ放送㈱代表取締役会長 (他の法人等の代表状況) 関西テレビ放送㈱代表取締役会長(平成20年6月23日退任予定) [注4]	608株
19	別府隆文 (昭和8年6月30日) [注6、10、12]	平成元年6月 ㈱テレビ西日本取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成8年6月 同社専務取締役 平成9年6月 同社代表取締役専務取締役 平成10年6月 同社代表取締役副社長 平成11年6月 同社代表取締役社長 平成13年6月 当社取締役(現任) 平成17年6月 ㈱テレビ西日本代表取締役会長 (現任) (他の法人等の代表状況) ㈱テレビ西日本代表取締役会長 [注4]	0株
20	清原武彦 (昭和12年10月31日) [注6、11、12]	平成2年6月 ㈱産業経済新聞社取締役論説担当・論説委員長 平成4年6月 同社常務取締役編集・論説担当・東京編集局長 平成6年6月 同社専務取締役編集・論説・正論担当 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成16年6月 同社代表取締役会長(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任) (他の法人等の代表状況) ㈱産業経済新聞社代表取締役会長 [注5]	17株

- [注1] 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- [注2] 当社と本社との間で映画の製作、放送番組の制作等において競業関係があるとともに、映画配給、テレビ放映権購入等の取引関係があります。
- [注3] 当社と本社との間で放送事業等において競業関係があるとともに、イベント事業等の取引関係があります。
- [注4] 当社と本社との間で放送事業等において競業関係があるとともに、番組購入等の取引関係があります。
- [注5] 当社と本社との間で出版・イベント事業において競業関係があるとともに、広告出稿等の取引関係があります。
- [注6] 松岡功氏、佐藤重喜氏、石黒大山氏、別府隆文氏および清原武彦氏は社外取締役候補者です。
- [注7] 松岡功氏は、映画・演劇事業上場会社代表取締役としての豊富な経験・知見等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって19年6か月となります。
同氏が社外取締役に就任していた関西テレビ放送㈱では、平成19年1月7日およびその他の放送回において事実と異なる内容が含まれていた「発掘！あるある大事典Ⅱ」を放送し、同年3月30日に、総務省から、放送法に違反した等として、警告を受けております。松岡功氏は、本件が発覚するまで、当社が事実と異なる内容を含む番組を制作・放送していた事実を認識しておりませんでした。日頃より当社において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。また、再発防止のための対応等に関して必要な助言・提言等を行いました。
- [注8] 佐藤重喜氏は、ラジオ事業会社代表取締役としての豊富な経験・知見等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって9年となります。
- [注9] 石黒大山氏は、テレビ事業会社代表取締役としての豊富な経験・知見等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
同氏が取締役に就任している東海テレビ放送㈱では、平成15年放送局一斉再免許の時点において、いわゆる第三者名義株式の保有を通じて、他の一般放送事業者に対し、総務省令に規定するマスメディア集中排除原則に定める出資制限を超えた出資を行い、平成17年3月2日に、総務省から、総務省令に違反した等として、警告等を受けております。
- [注10] 別府隆文氏は、テレビ事業会社代表取締役としての豊富な経験・知見等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
- [注11] 清原武彦氏は、新聞事業会社代表取締役としての豊富な経験・知見等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。同氏は、当社の特定関係事業者である㈱産業経済新聞社の業務執行者です。同氏は、当社の使用人の三親等内の親族です。
- [注12] 当社の社外取締役である松岡功氏、佐藤重喜氏、石黒大山氏、別府隆文氏および清原武彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役近藤俊一郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
近藤 俊一郎 (昭和5年5月21日) [注1、2]	昭和62年7月 ㈱産業経済新聞社取締役 平成元年8月 同社常務取締役 平成4年6月 同社専務取締役サンケイスポーツ 代表 平成5年6月 同社取締役副社長東京代表・サン ケイスポーツ代表・夕刊フジ代表 平成9年6月 同社取締役副会長サンケイスポ ーツ代表 平成10年6月 当社常勤監査役（現任）	21株

[注1] 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

[注2] 近藤俊一郎氏は社外監査役候補者です。同氏は、元新聞事業会社取締役としての豊富な経験・知見等を当社の監査体制にいかしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものです。同氏の当社監査役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。同氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、経営改革を一層推進するため、役員報酬制度を見直すこととし、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、本総会終結の時に在任する取締役および監査役全員に対し、これまでの功労に報いるため、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給いたしたいと存じます。

また、支給の時期につきましては、取締役および監査役各氏のそれぞれの退任の時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役各氏の略歴は次のとおりです。

氏名	略歴
日 枝 久	昭和58年6月 当社取締役 昭和61年6月 当社常務取締役 昭和63年6月 当社代表取締役社長 平成13年6月 当社代表取締役会長（現任）
豊 田 皓	平成13年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社代表取締役社長（現任）
横 井 亮 介	平成7年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成11年6月 当社専務取締役 平成19年6月 当社取締役副社長（現任）
太 田 英 昭	平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社専務取締役（現任）
嘉 納 修 治	平成13年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役（現任）
小 櫃 真 佐 己	平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役（現任）
内 堀 眞 澄	平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役（現任）

氏 名	略 歴
飯 島 一 暢	平成18年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役（現任）
堀 口 壽 一	平成19年6月 当社常務取締役（現任）
瀬 田 宏	平成19年6月 当社常務取締役（現任）
久保田 榮 一	平成18年6月 当社取締役（現任）
小 林 豊	平成19年6月 当社取締役（現任）
遠 藤 龍之介	平成19年6月 当社取締役（現任）
鈴木 克 明	平成19年6月 当社取締役（現任）
松 岡 功	昭和63年12月 当社取締役（現任）
佐 藤 重 喜	平成11年6月 当社取締役（現任）
石 黒 大 山	平成18年6月 当社取締役（現任）
出 馬 迪 男	平成15年6月 当社取締役（現任）
別 府 隆 文	平成13年6月 当社取締役（現任）
清 原 武 彦	平成17年6月 当社取締役（現任）
尾 上 規 喜	平成17年6月 当社常勤監査役（現任）
近 藤 俊一郎	平成10年6月 当社常勤監査役（現任）
伊 藤 八 朗	平成15年6月 当社常勤監査役（現任）
茂 木 友三郎	平成15年6月 当社監査役（現任）
南 直 哉	平成18年6月 当社監査役（現任）

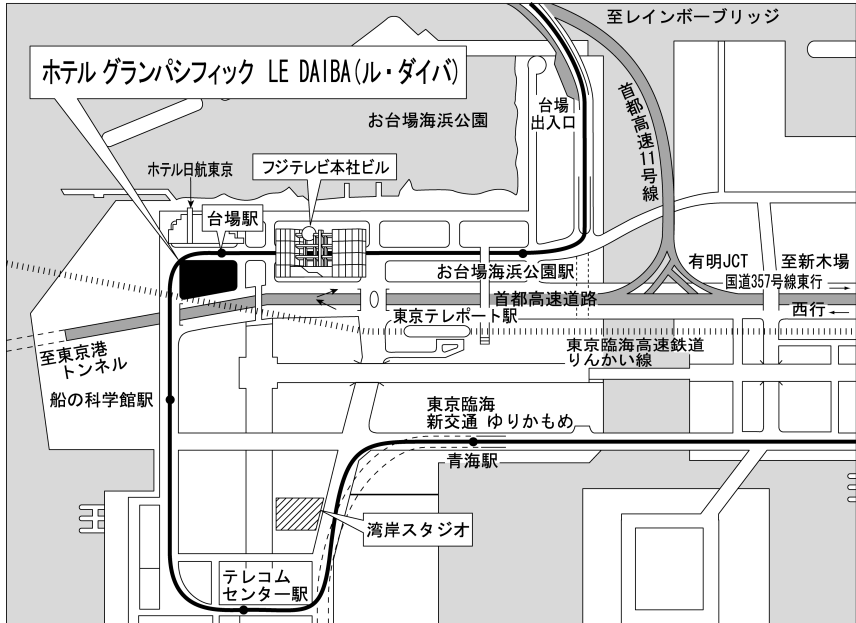
第7号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役20名（うち社外取締役5名）および監査役5名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額6,060万円（取締役分5,232万円（うち社外取締役分500万円）、監査役分828万円）を支給することといたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都港区台場二丁目6番1号
ホテル グランパシフィック LE DAIBA (ル・ダイバ)
地下1階 パレロワイヤル
- *開催場所は昨年と同じですが、会場の名称が変更となっております。
(旧名称：ホテル グランパシフィック メリディアン)
- 電 話 03 (5500) 6711 (代表)



交 通

- ・「東京臨海新交通ゆりかもめ」
新橋駅から「台場駅」(15分)下車 徒歩約1分
豊洲駅から「台場駅」(16分)下車 徒歩約1分
- ・「東京臨海高速鉄道りんかい線」
新木場駅から「東京テレポート駅」(7分)下車 徒歩約10分
大崎駅から「東京テレポート駅」(11分)下車 徒歩約10分

当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関等をご利用いただき、余裕をもってお出かけくださいますようお願い申し上げます。